

未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟のまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児で、指定の医療機関に入院した場合に給付を行うものです。入院中の医療費のうち保険診療分の自己負担額と食費療養費が対象となります。保険診療外の治療費や差額ベッド代、おむつ代、通院医療費等は対象となりません。

提出書類

- 1 養育医療給付申請書(様式第3) 別紙記入例を参考に記入してください。
- 2 養育医療給付意見書(様式第4) 病院で記入してもらってください。(事務確認印も忘れずに確認してください)
- 3 申請者(保護者)の本人確認の為に必要な書類
「個人番号カード」、「個人番号カード」を持っていない方は、「通知カード」に加えて下記のどちらかをご準備ください。
 - ・「写真付きで身分証明できるもの1点」(例:運転免許証、旅券、在留カード等)
 - ・「氏名・生年月日または住所が記載された書類2点」(例:健康保険証、年金手帳、資格証明書等)
- 4 個人番号(マイナンバー)を記載するために必要なもの
乳児の世帯全員分の個人番号が分かる書類(個人番号カード、通知カード、またはそのコピー等)
- 5 健康保険証
加入手続き中の場合は、お子さんを扶養する方の健康保険証をご持参ください。
お子さんの保険証は後日提出してください。

以下は該当者のみ提出(令和2年1月2日以降に豊橋市へ転入された方)

7 税額等による階層区分を証明する関係書類

課税証明書(給与所得のある方)または納税証明書(確定申告をされている方、税務署発行)を添付してください。

| 申請時期 | 課税証明書 | 納税証明書 |
|---------------|---------------|-------|
| 令和2年7月～令和3年6月 | 令和2年度(平成31年分) | |

8-1 地方税情報に係る同意書

申請者以外の世帯全員分(18歳以上のみ)の本人記入がされた同意書(別紙1)が必要です。
前市に市町村民税等確認するために使用します。

8-2 課税証明書

生計を一にする世帯外扶養義務者がいる方は証明書が必要です。前住所地の課税証明書をご用意ください。

※所得に応じて自己負担金が生じますが、自己負担金はこども医療制度にて還付されます。

※すべての書類がそろったら、豊橋市中野町字中原100番地 保健所・保健センターへ申請してください。

※やむを得ない場合を除き、治療開始月日より1か月以内に申請してください。

※申請後、審査を行います。承認の場合は2～3週間ほどで養育医療券をご自宅に送付します。

審査の結果により交付が受けられない場合もありますのでご了承ください。